

## IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

### \* 本文書について \*

本文書は、IP アドレス割り当て等に関する規則、プロバイダ非依存アドレス割り当て規則、歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約、AS 番号割り当て規約、および JPNIC の技術文書群によって規定されている各種料金の金額、支払方法について定めたものです。本文書に記載の内容は、20xx 年 xx 月 xx 日より適用されます。なお、以下で消費税として記載の金額は、消費税および地方消費税相当額を含むものとします。

### \* 目次 \*

#### 本文書について

1. 契約料
2. IP アドレス・AS 番号維持料
  - 2.1 IP アドレス維持料
  - 2.2 AS 番号維持料
3. IPv4 アドレス及び AS 番号移転手数料
  - 3.1 IPv4 アドレス移転手数料
  - 3.2 AS 番号移転手数料
4. 認証デバイス追加発行手数料
5. 書面对应手数料
6. 各料金の支払い方法
  - 6.1 支払方法
  - 6.2 支払期限
  - 6.3 その他
7. JPNIC 正会員の料金減額
  - 7.1 IP アドレス・AS 番号維持料の減額
  - 7.2 各種料金の免除
8. 本文書の変更について
9. 問い合わせ窓口

## 1. 契約料

契約料は次の表の通りとします。IP アドレス管理指定事業者契約、プロバイダ非依存アドレスおよび AS 番号割り当ての申し込みの際に支払いが必要です。

申し込み組織が、当センターから直接、IP アドレスまたは AS 番号の割り振り・割り当てを受けている場合は、契約料の支払いを免除します。

料金種別	費用
契約料	275,000 円(うち消費税 25,000 円)

## 2. IP アドレス・AS 番号維持料

### 2.1 IP アドレス維持料

IP アドレス維持料は次の表の通りとします。毎年 4 月 1 日 0:00 時点の割り振り・割り当てアドレス数の総量に基づき、以下の計算式によって算出します。

料金種別	費用
IP アドレス維持料	・ IPv4 アドレスに基づく算出 (65000 × 1.3 (log <sub>2</sub> [IPv4 アドレスの総数]-9)) + 消費税相当額(単位: 円)

- ・ IPv6 アドレスに基づく算出  
(65000 × 1.3 (log2 [IPv6 アドレスの/56 の個数] - 23)) + 消費税相当額 (単位 : 円)

(算出に当たっての注意事項)

- ・ IPv4 アドレスおよび IPv6 アドレスの両方の分配を受けている場合は、いずれか一方の金額が多い方の IP アドレス維持料を請求いたします。

## 2.2 AS 番号維持料

AS 番号維持料は次の表の通りとします。毎年 4 月 1 日 0:00 時点の AS 番号被割り当て者 (AS 番号割り当て先組織) に対して請求します。AS 番号被割り当て者が、IP アドレス管理指定事業者として IP アドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受けている場合は、AS 番号維持料の支払いを免除します。

料金種別	費用
AS 番号維持料	55,000 円 (うち消費税 5,000 円)

## 3. IPv4 アドレスおよび AS 番号移転手数料

### 3.1 IPv4 アドレス移転手数料

IPv4 アドレス移転手数料は次の表の通りとします。「IPv4 アドレス移転申請手続きについて」の「4.4. IPv4 アドレス移転手数料の支払い(該当者のみ)」に定める場合で、JPNIC が申請に対応する手数料の振り込みを案内した場合に支払いが必要です。

料金種別	費用
IPv4 アドレス 移転手数料	1 件につき 88,000 円 (うち消費税 8,000 円)

### 3.2 AS 番号移転手数料

AS 番号移転手数料は次の表の通りとします。「AS 番号移転申請手続きについて」の「3.4. AS 番号移転手数料の支払い(該当者のみ)」に定める場合で、JPNIC が申請に対応する手数料の振り込みを案内した場合に支払いが必要です。

料金種別	費用
AS 番号移転手数料	1 件につき 88,000 円 (うち消費税 8,000 円)

## 4. 認証デバイス追加発行手数料

認証デバイス追加発行手数料は次の表の通りとします。

料金種別	費用
資源管理カード追加発行手数料	1 枚あたり 10,476 円 (うち消費税 952 円)
IC カードリーダー追加発行手数料	1 個あたり 5,238 円 (うち消費税 476 円)

## 5. 書面对应手数料

書面对应手数料は次の表の通りとします。書面对应手数料は以下の場合に支払いが必要です。

- ・ JPNIC が電子的に発行している請求書および見積書を、書面での発行・郵送を希望する場合
- ・ IP 指定事業者、PI アドレスおよび歴史的 PI アドレス被割り当て者、AS 番号被割り当て者が独自に定める書式による請求書、見積書およびその他請求に関連する書類を、書面での発行・郵送を希望する場合

料金種別	費用
書面对应手数料	書面送付 1 通あたり 330 円 (うち消費税 30 円)

書面对应手数料は、書面での発行・郵送を行う請求書に追加して請求いたします。また、見積書およびその他請求に関連する書類の書面对应手数料は、書類の発行とあわせて請求いたします。

## 6. 各料金の支払い方法

### 6.1 支払方法

JPNIC からの各種料金の請求については、請求書に記載の支払期限までに当センターの指定する銀行口座に請求額の合計金額を送金して支払うものとします。支払先となる銀行口座などの詳細は請求書に記載の内容をご確認ください。振込手数料は各組織にてご負担願います。

## 6.2 支払期限

各種料金の請求先および支払期限は次の表の通りとします。

料金種別	請求先	支払期限	備考
契約料 (IP 指定事業者契約)	申込内容中の契約者情報 (経理担当者情報) 中の[経 理担当窓口]	請求書発行後 1 ヶ月	契約料の納入を確認 後、契約締結手続きを 行います。
契約料(プロバイダ非依 存アドレス割り当て)	申込内容中の[管理者連絡 窓口]		
契約料(AS 番号)			
IP アドレス維持料 AS 番号維持料	契約者情報(経理担当者情 報) 中の[経理担当窓口]	請求書発行月の翌月末	
IPv4 アドレス移転手数料 AS 番号移転手数料	移転先となる組織の契約 者情報(経理担当者情報) 中の[経理担当窓口]	請求書発行後 1 ヶ月	移転手数料の納入を確 認後、当該移転申請に かかる IPv4 アドレス 移転または AS 番号移 転を承認します。
認証デバイス 追加発行手数料	契約者情報(経理担当者情 報) 中の[経理担当窓口]		
書面对应手数料		(発行した書面が請求書の場合) ・請求書に記載の納入期限 (発行した書面が請求書以外の場合) ・書面発行後 1 か月	追加発行手数料の納入 を確認後、認証デバイ スの追加発行を行いま す。

## 6.3 その他

- ・支払い後の各種料金については、事由のいかんを問わず返還いたしません。
- ・支払期日を過ぎても、IP アドレス維持料および AS 番号維持料の支払いがない場合は、未払い維持料に対して、支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年 14.5 パーセントの割合で計算される金額を、遅延利息として、請求いたします。

## 7. JPNIC 正会員の料金減額

当センターの正会員である、IP アドレス管理指定事業者、PI アドレスおよび歴史的 PI アドレス被割り当て者、AS 番号被割り当て者には、以下の通り IP アドレス・AS 番号維持料の減額および各種料金の免除を行います。

### 7.1 IP アドレス・AS 番号維持料の減額

算出した IP アドレス維持料および AS 番号維持料からそれぞれ 100,000 円を減じた金額を請求します。ただし、減額前の IP アドレス維持料または AS 番号維持料の額が 100,000 円に満たない場合は請求をいたしません。

### 7.2 各種料金の免除

「3. IPv4 アドレスおよび AS 番号移転手数料」、「4. 認証デバイス追加発行手数料」および「5. 書面对应手数料」で定める各種料金の支払いを免除します。

## 8. 本文書の変更について

本文書の変更は、理事会の決議を経て実施するものとします。また、原則として 1 か月間の周知期間において実施期日を定めるものとします。

9. 問い合わせ窓口

本文書で定める各種料金についての問い合わせ窓口は以下の通りです。

電子メール: [ip-service@nir.nic.ad.jp](mailto:ip-service@nir.nic.ad.jp)